

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 1 9 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 保育主管部（局） 御中  
中 核 市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局）  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子どもの預かりサービスのマッチングサイトにおける登録ベビーシッターの  
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく都道府県知事等への届出について

保育行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）を行わなければならないと定められており、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）においても、保育者のマッチングサイトへの登録は、届出を行った者に限る※こととしているところです。

今般、内閣府が実施する企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに登録しているベビーシッターの中に、届出がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告があったことを受け、当該事業者に対して、別添 1 のとおり事務連絡を発出、あわせて同事業以外の子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者に対して、別添 2 のとおり事務連絡を発出し、各サイトの状況の点検等を求めたところです。

都道府県等におかれましては、別添事務連絡の内容（特に点検の結果、届出がされていない者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること）について、御了知いただくようお願いいたします。

また、マッチングサイトガイドラインでは、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類を求める

こと※としております。

については、届出を提出する保育者から都道府県知事等への届出を証明する書類を求められた際は、これまでも各都道府県等にて種々ご対応いただいているとおり、届出に関する受領証の交付、受領印若しくは届出日の記載付きの届出の写しの交付、又はホームページ（ベビーシッターを含む認可外保育施設一覧）への掲載など適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、先般より、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、マッチングサイトガイドラインの改訂について審議しており、改訂の際には、別途お知らせすることを申し添えます。

※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）

保育者のマッチングサイトへの登録は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2により都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下、「都道府県知事等」という。）に届出を行った者に限るようにすること。そのため、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）

**【本件連絡先】**

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111（内線 4838）